

第5次佐倉市地域福祉計画の概要

第1章 計画の基本的事項

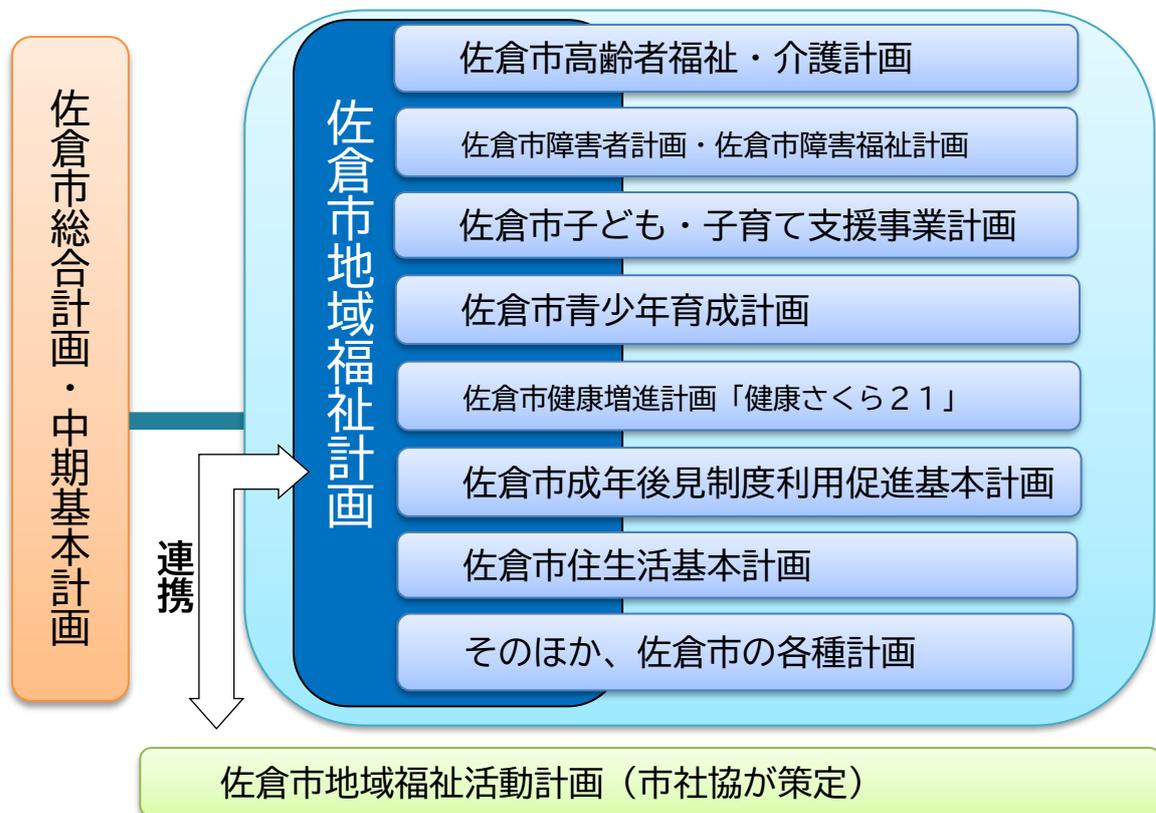
1 計画の策定にあたって

平成20年度からの4次16年間にわたる佐倉市地域福祉計画の成果や、昨今の社会情勢、本市を取り巻く現状を踏まえ、本市における地域福祉の基本的な考え方と取組を明らかにしていくものとして、第5次佐倉市地域福祉計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画に即し、社会福祉法第107条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、佐倉市総合計画や、佐倉市高齢者福祉・介護計画など他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（市社協）の地域福祉活動計画との連携を図り、分野横断的・一体的に地域福祉を推進しようとするものです。



計画期間は、上位計画である第5次佐倉市総合計画中期基本計画と整合性を図るため、令和6年を初年度、令和9年を最終年度とする4年間とします。

3 計画の策定・推進体制と前提となる視点

本計画は、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」や意見公募による市民の皆様のご意見をいただき、また、市社協の地域福祉活動計画との調整も図りつつ策定しました。計画の

推進は、市と市社協、地域福祉の担い手である市民、ボランティア、各種相談機関等が連携協力し、それぞれが役割を果たすことで取り組んでいくものとしています。



本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、地域福祉をめぐる、様々な課題の解決に資するよう取組を実施していきます。

第2章 計画の現状と課題

1 地域福祉の担い手不足の現状と課題

- (1) 人口減少、少子高齢化
- (2) ボランティア活動
- (3) 民生委員・児童委員活動
- (4) 社会福祉法人などの役割

2 第4次計画期間中に表出した新たな課題

第4次計画期間中、新型コロナウイルスの感染が拡大し、地域の日常生活に大きな影響を及ぼしています。この間、生活困窮の拡大や福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、感染拡大の予防とサービス提供の両立を求められる福祉施設の厳しい運営など、様々な課題が浮き彫りになりました。本計画の策定にあたっては、コロナ禍で見えてきたこうした課題について、留意します。

- 長期間の自粛生活に伴う高齢者、障害者、子どもたちへの影響
- 地域活動の担い手への影響
- 孤独、孤立の影響
- 経済の不活性化による影響→生活困窮者等の増加
- 情報化と情報格差の影響

第3章 計画の基本理念と基本目標

本計画は、第4次計画の基本理念を承継し、地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指します。

1 基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

(目指すべき地域像)

「一人ひとりを認め合える地域」「互いに支え合う地域」「ふれあい・交流のある地域」

2 基本目標と重点施策

1. 権利擁護と人権尊重の取組を進めます

2. 福祉サービスの利用を促進します
3. 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します
4. 住民参加をさらに促進し、充実します
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

重点施策：訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します

第4章 取組の展開

基本目標1

権利擁護と人権尊重の取組を進めます

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 虐待防止活動の推進

基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

- (1) 個別計画の推進
- (2) 福祉サービスの情報提供・発信の充実
- (3) 情報化の推進

基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

- (1) 地域福祉活動団体（個人）との連携・支援
- (2) 社会福祉法人の地域公益活動の推進
- (3) 寄附や募金の取組・活用

基本目標4

住民参加をさらに促進し、充実します

- (1) 地域の交流の場づくり
- (2) 情報の発信・啓発
- (3) 地域福祉活動を支える人材づくり
- (4) 各種ボランティアの参加促進

基本目標5

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

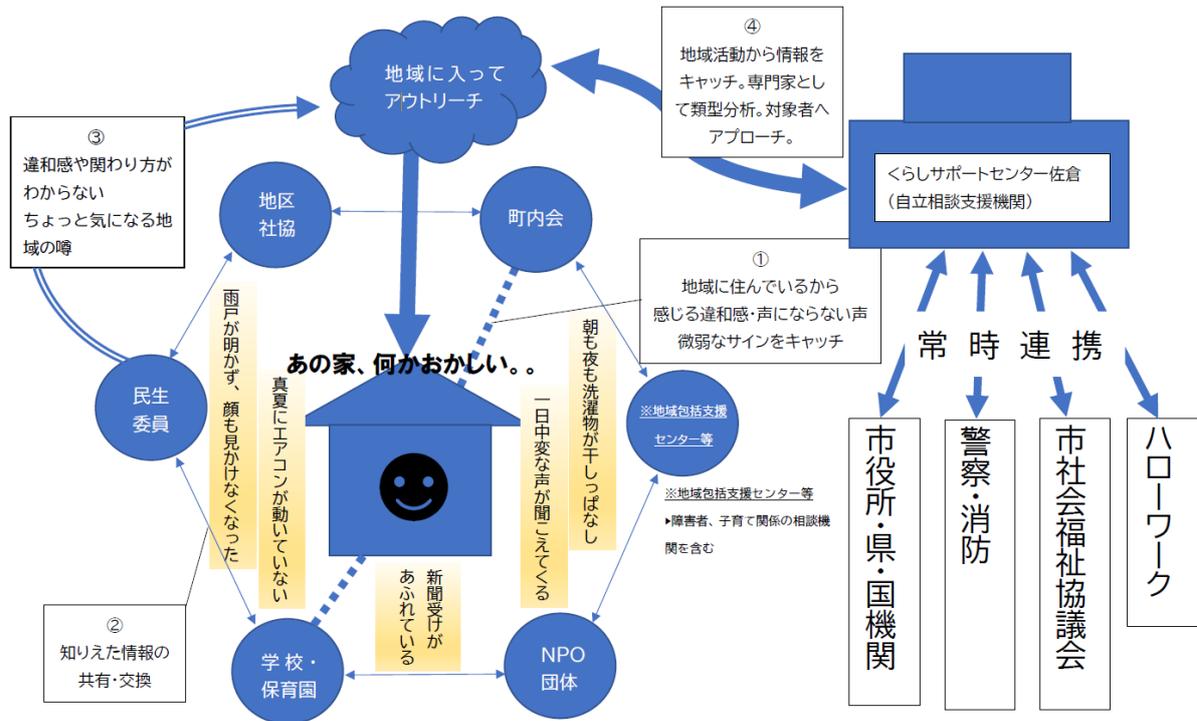
- (1) 地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり
- (2) 多機関協働によるネットワークの整備と連携
- (3) 各分野における相談支援体制の充実
- (4) 生活困窮世帯等への支援
- (5) 暮らしやすい住環境の整備等
- (6) 災害時に助け合える体制づくり

重点施策

訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します

対象者別の支援だけでは解決できない、複合的な課題を抱える世帯は、社会的孤立に陥るなど、自ら声を上げられない場合が多く見られます。こうした方の支援においては、相談を待つのではなく、「支援を届ける」姿勢で、積極的に訪問支援（アウトリーチ）していくことが求められています。

そこで、佐倉市では、「生活困窮者自立支援事業」において、アウトリーチの専門員である「(仮称)生活困窮者自立支援相談員」を地域に配置し、孤独・孤立の状態にある方や、生活困窮者を見つけ出し、支援を進めるものとします。



第5章 計画の進行管理

計画の進行管理は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Action) を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方にに基づき実施します。

第5次計画を実効性あるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況の確認と要因分析を行い、各施策に予め設定した指標を参考に、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」(以下推進委員会)において評価をいただき、その結果を実施計画の見直しにつなげていきます。

※策定経過

- ①令和2年10月～令和4年3月：第1期委員による佐倉市地域福祉計画推進委員会を計3回開催。
(委員9名。内、市民公募3名)
- ②令和5年3月～令和5年11月：第2期委員による佐倉市地域福祉計画推進委員会を計5回開催。
(委員9名。内、市民公募3名)
- ③令和5年11月：第5次計画素案について、佐倉市地域福祉計画庁内検討会会員により、庁内メールにおいて審議。
- ④令和6年1月、第5次計画案を政策調整会議に付議。
- ⑤令和6年2月、市民意見公募手続を実施。